

（1）情報指定要件該当性

- 「重要経済基盤保護情報該当性」について、資料に示されているとおり、「行政機関が講じる措置に関する情報を想定」や「行政機関が調査・分析・監督・審査等を通じて得た、もしくは外国政府等から入手した情報を想定」というように、この措置は行政機関が講ずる措置に限るということを運用基準やガイドライン、Q&Aなど、いずれかに明記していただきたい。
- 「重要経済基盤保護情報該当性」について、資料の類型だけではどのような情報が指定され得るのかイメージしにくい。予見可能性の観点から、指定する情報は法令等により可能な限りあらかじめ明確にしておくべきであるため、もう少し具体的な情報を運用基準に記載することはできないか。できないのであれば議事要旨に残すなど、何らかの方法で可能な限り速やかに示すことができないか。具体的な情報のイメージは、企業における活用の検討にあたっての端緒となるので重要である。
- 運用基準が明確になれば、各行政機関の情報指定に関する認識は、ある程度統一されてくるものと期待している。可能な限り各行政機関の認識が統一される形で運用基準が機能するように、各行政機関への周知徹底をお願いしたい。
- 「重要経済基盤保護情報該当性」について、重要経済安保情報を活用しようと考えている企業や大学等にとって、どのような情報が指定されるかは、検討の端緒となり非常に重要であるため、できるだけ分かりやすく示していただきたい。
- 「非公知性」について、資料によると「当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない」となっているが、例えば、当該情報と同一性を有する情報が、極めてアクセスが限定された情報源（一般には知られていないようなソース）によって公表された場合は、情報が一定程度拡散した段階で非公知性を満たさないと判断されるのだろうか。
- 「非公知性」について、時間的な要素との関係で、どこから非公知性を判断するかは、一種のグラデーションがあるのだろうか。資料では「非公知性の判断については、知る必要がある者、実際に知っている者、情報の管理状況等を勘案し、個別具体的に行う」と記載されているが、これらの点は、その意味をどう考えるかにも関わってくるように思う。
- 「非公知性」について、例えば、不正競争防止法等でも非公知性という概念はあるがそれとは違うものとする。例えば、営業秘密として保有していたとしても、多くの政府が保有していたらおそらく意味がない。また、公表されているものが見かけ上は同じ情報であったとしても、状況によって違うかもしれないため、「非公知性」という言葉の定義がなかなか難しく、その説明は必要ではないか。

（１）情報指定要件該当性（続き）

- 指定対象となる情報について、事務局資料において「基本的に行政機関が講じる措置に関する情報を想定」や「基本的に行政機関が調査・分析・監督・審査等を通じて得た、もしくは外国政府等から入手した情報を想定」と注釈がされていることは非常に重要。この注釈により、民間が保有している情報も指定されるのではないかという疑いが一定程度払拭されると思うが、それでも疑念を持つ企業がいるかもしれない。注釈の内容は、運用基準をパブリックコメントにかける時点で明確にしておいた方が無用な不安や疑念を招来せずに済むのではないか。また、注釈については、ガイドラインやQ & Aでなく、運用基準に記載するのが官民双方にとって有益ではないか。
- 指定の対象となる情報について、法案成立前の有識者会議の最終とりまとめには、真に守るべき政府保有情報に限定して保護すること、指定の対象となる情報の範囲については法令等によりあらかじめ明確にしておくことが盛り込まれている。そのような観点で見た場合に、今回示された内容が果たして十分かどうかは、企業によって受け止め方は様々だと思うが、その判断基準となるものであるため非常に重要。

（２）情報指定における留意事項

- 経済安全保障をめぐる情勢の変化が速いというのは、時間的な要素が重要であるとも解釈できる。本法の運用との関係で時間的な要素をどう考えるのかということは、「非公知性」というものをどのように考えるかということにも関連してくるのではないか。
- 情報の指定から解除までには、あるいは解除には相当程度の時間がかかる可能性があるが、その間で情報の性質や重要性は大きく変化していくため、そのような状況の変化に対して、事業者やその従業員がどのように対応していくべきか、情報共有を速やかにするためにも運用基準にどこまで書き、それを実際にどう説明するかということを考える必要があるのではないか。
- 第1回諮問会議において、岸田内閣総理大臣（当時）から、新たな制度と既存の特定秘密保護制度等とシームレスに運用することを念頭に議論いただきたいという発言があった。政府としてはその方針だと思うが、その重要性について改めて強調しておきたい。
- 第1回諮問会議において、岸田内閣総理大臣（当時）から、既存の特定秘密保護制度とシームレスに運用することについて発言があったとおり、特定秘密保護法における運用基準と対応しているものが多いだけに両法律に関わってくる情報も想定され、境界が分かりにくいものもあるのではないか。また、当初は重要経済安保情報の概念に含まれるものが、時間の推移、技術の進歩状況の変化によって、防衛、外交上の問題へと徐々に広がり、両方に関わってくる、あるいは最終的には特定秘密に変化することとも考えられるのではないか。

（２）情報指定における留意事項（続き）

- 重要経済安保情報保護活用法は、特定秘密保護法と比べて多くの民間事業者が利用されると思われる。防衛の場合は民間事業者も利用しているが、重要経済安保情報保護活用法の方が幅広いと思われる。そうすると、制度上の手続の流れを最初の情報指定若しくは各省庁と企業との最初の接触の段階から説明できるか、あるいは状況の変化に応じて情報共有できるような仕組みをしっかりと考えていただきたい。それがその後の情報漏えいを防ぎ、あるいは解除になった場合を含めて、民間事業者にとって活用しやすい仕組みに繋がっていくと考える。
- 我が国に対する攻撃が容易となったり、外国政府との交渉が困難になったりするような情報については、外務省や防衛省などの複数の行政機関が関係する可能性がある。秘匿の必要性の判断や情報指定の判断は各行政機関の長が行うことになるが、責任の所在を考えたときに、各行政機関での調整や連絡に関して、システムとして考える必要があるのかどうかについて問題意識を持っている。
- 重要経済安保情報保護活用法では、漏えいに関して、個人に対しても刑事罰がかかるとされているところ、同じ情報が民間事業者では営業秘密としても取り扱うことになっている場合、悪意を持って漏えいした際には不正競争防止法の罰則も科せられることになる。この点、不正競争防止法の方が刑事罰は重いため、その場合、刑はどちらか一方になると思うが、どのような形で判断が行われることになるのだろうか。
- 不正競争防止法との関係について、営業秘密としての要件を満たしている状態だとしたら、行政機関と企業との契約においてどのように規定されているかに依存するのではないか。
- 重要経済安保情報の指定にあたっては、衆・参の附帯決議にもあるとおり、情報保全の必要性和国民の知る権利とのバランスへの留意が必要ではないか。そのため、指定する情報は、真に守るべき政府保有情報のうち、合理的で最小範囲にとどめるとともに、情報指定の適否については、独立公文書管理監が適切に検証して監察を行える体制を整えていくことも必要ではないか。
- クリアランスホルダーが秘密保持に対する負担を必要以上に負うことは避けられるべきであり、重要経済安保情報の指定期間の延長や指定解除など変化が生じた場合には、クリアランスホルダーが速やかにそのことを知り得る仕組みを整えておくことが重要であると考え。事務局資料では、適合事業者が契約に基づいて従業者に周知するとあるが、転職者や退職者への周知についても、契約を結んだ適合事業者が行うことになるのか。
- 指定解除の表示は非常に重要であり、多くの民間事業者に様々な形で情報が提供されるとすると、ここがしっかりしていないと混乱すると思われる。これは、行政機関と民間では異なると思うが、ガイドラインやQ&Aにおいて、指定解除の表示の方法について記載があればよいと思われる。

（２）情報指定における留意事項（続き）

- 特定秘密制度では、転職者や退職者から事業者に対して問い合わせをすることになっているとのことだが、今回の制度がしっかり運用されれば、制度を活用する民間事業者はおそらく特定秘密制度よりも増えていくということが推察される中で、転職者や退職者が元の企業に連絡を取るとするのはかなりハードルが高いのではないかと。例えば、適性評価では、クリアランスホルダーの事情が変わった場合の報告先があったため、行政側に何らかの窓口があって、そこに問い合わせできることも含めて、対処方法について引き続き検討いただきたい。

（３）不適切な指定、解除及び管理への対処

- 不適切な指定、解除及び管理への対処について、仮に適合事業者において漏えいを含む不適切な管理がされた場合には、契約解除や違約金の請求権、つまり、民事責任を問えるような内容を契約に織り込むという項目があるが、この効力の範囲は、あくまでも企業に対する違約金の請求権であって、例えば、情報を漏えいした従業員個人に対してもその責任が及ぶのか。
- 重要経済安保情報を取り扱う者が、重要経済安保情報保護活用法及び運用基準等に従っていないと思料する場合において行う通報を受け付け、処理する窓口を設置し、公表することだが、特定秘密保護法における運用基準でも同様の内容が定められていると理解している。他方で、この重要経済安保情報の指定・延長・解除については、非公知性などの色々な要素を勘案することになるが、それ自体は法令や運用基準などに従い収集した情報に基づいて最終的な決定判断に至るということであるとすれば、通常の行政上の決定の判断と変わらないように見える。したがって、行政機関が情報の指定、解除等を不適切に行った場合に、これをどのように正していくかということを考えたときに、通報及びその処理という一種の不正行為を念頭に置いているようなプロセスが記載されていることに違和感がある。当然、通常の行政のプロセスがあった上での通報制度だと理解したが、少しおどろおどろしい印象を受けるため、その辺の説明を加えていただくのも一案。

（４）行政職員のリテラシー向上、保護管理体制

- 保護管理体制に関しては適切にしていきたいと思いますと思うが、行政職員のリテラシー向上という項目について、事業者側に要求するのだから行政機関側についてもあえて記載しているという理解でよいのか。もちろん行政機関側のリテラシー向上は重要だと認識している。
- 情報管理については、秘密保持に対する民間事業者や労働者の負担も考慮する必要があるのではないかと。